

令和8年度青森県業務用商品づくり連携プロジェクトモデル実証業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度青森県商品づくり連携プロジェクト業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

青森県は、農業・漁業生産額が全国上位となっているが、その多くが生鮮品として流通し、県内で加工される割合は低いことから、その付加価値が県外に流出している。

そこで、県内における食品加工体制を強化するため、ハブ企業を中心として県内食品事業者等の連携体制を構築しながら、大ロット及び人手不足に対応した利便性の高い県外ニーズに対応した業務用商品を開発するプロジェクトのモデル実証を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) プロジェクトチームの結成

県産農林水産物を使用した商品開発のため、受託者をリーダーとし、ハブ企業として食品加工事業者等によるプロジェクトチームを結成する。なお、事業実施期間内における参加メンバーの変更は可能とする。

(2) コンセプト開発

プロジェクトチームメンバーと連携し、商品開発の方向性を検討する。必要に応じて、商品開発に係るアドバイザー等の支援を受けながら、進めること。

(3) 商品試作・開発

(2)の検討結果を踏まえ、プロジェクトチームメンバーと連携し、効率的に原料集荷、加工及び出荷・輸送する体制を検討し、必要に応じて機械・設備を導入した上で行う。試作品数は、1件以上とする。

(4) ニーズの把握と販路開拓

上記(1)～(3)の取組を実施するにあたり、適宜取引先となる県外食品関連事業者等と連携し、ニーズを把握するとともに、試作品等への意見を聴取すること。

また、さらなる商品開発に向けて、自身とつながりのある県外食品事業者及び最終消費者等への営業活動、展示商談会への参加等の販路開拓を実施すること。

(5) 報告書の作成

本委託業務の完了後、令和9年3月31日（水）までに令和8年度商品づくり連携プロジェクト推進業務完了報告書（様式第2号）に以下の資料（様式は任意）を添付し、青森県に提出する。

(ア) 業務実施報告書

(イ) 本委託業務において作成した資料等

5 留意事項

4 の取組を遂行するに当たり、以下のことに留意して業務を進めること。

(1) 担当者の決定・報告

受注者は、青森県との委託業務に関する契約締結後、1 週間以内に当業務に携わる担当者を決定し、青森県へ報告すること（様式は任意）。

(2) 業務の遂行について

業務の実施に当たって、受託者は青森県と十分な連絡調整を行うこと。

6 その他

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、青森県と協議の上、決定すること。